

7 医 B 第 2 2 6 号

平成 7 年 9 月 2 5 日

各 歯 科 技 工 所

管 理 者 様

香川県環境保健部医務課長



歯 科 技 工 業 務 に 携 わ る 無 資 格 者 に つ い て (通 知)

標記のこのことについて、下記のとおり厚生省健康政策局歯科衛生課長の回答があったので通知します。

記

歯 科 技 工 士 法 上 の 疑 義 に つ い て

(平成 6 年 9 月 9 日 歯 第 2 4 号)

【 照 会 】

歯 科 技 工 物 の 作 成 に 係 る 一 連 の 工 程 の 一 部 分 に お け る 製 作 物 を 作 成 し 、 修 理 し 、 又 は 加 工
す る こ と は 、 当 該 製 作 物 を 「 半 製 品 」 又 は 「 中 間 製 作 物 」 等 と 称 し た と し て も 、 歯 科 技 工 士
法 第 2 条 第 1 項 に い う 「 歯 科 技 工 」 に 該 当 す る も の で あ り 、 歯 科 医 師 又 は 歯 科 技 工 士 の み が
適 法 に 行 う こ と が で き る と 解 さ れ る が 、 如 何 か 。

【 回 答 】

貴 見 の と お り で あ る 。